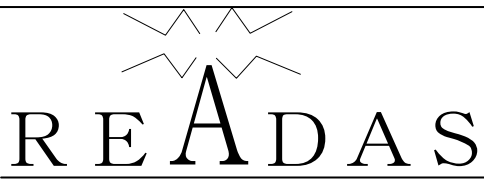


第 5661 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2017年)平成29年 3月 1日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 預託金制ゴルフクラブを退会した場合

**Q**：預託金制ゴルフクラブを退会しました。預託金が返還されましたが、相当、損が出ています。この損失はどのように取り扱われますか？

**A**：次のように取り扱われます。

### 【解説】

預託金制ゴルフクラブを退会して預託金の返還を受けられたということですが、ゴルフ会員権に係る預託金返還請求権の行使は、通常、一定の据置期間経過後に、ゴルフクラブからの退会を条件に認められます。また、これにより預託金の償還を受けるという行為は、優先的施設利用権を自ら放棄して、単に貸付金債権を回収する行為となり、ゴルフ会員権を譲渡したものとみることにはできません。

したがって、譲渡所得の基因となる資産の譲渡により生じた損失には該当しないので、他の資産の譲渡による譲渡所得と通算することもできません。

また、これにより償還不足額が生じたとしても、その償還不足額は「家事上の損失」として取り扱われますので、所得税を計算する上では何の考慮もされません。

なお、預託金の額を下回る金額で第三者から会員権を取得していた者が、ゴルフクラブからの退会に伴い、その取得価額以上の預託金の償還を受けた場合には、その所得は、雑所得となります。

